

農事組合法人構成員等の申告について（申告時の注意点）

農事組合法人（以下、法人という。）に加入している組合員の方々の申告内容は、通常の農業収支計算とは異なりますので、以下の点に留意し申告してください。

1. 申告の際に必要なもの

- 不動産収入（受取小作料）がある方
 - ・受け取った小作料の領収書や農地中間管理機構から郵送された「はがき」
- 法人の農作業等に従事し、「給与」収入または「従事分量配当」収入がある方
 - ・「給与の源泉徴収票」または「従事分量配当の支払明細書」
- 農機具や施設の「賃貸借料」、農作業の「作業受託料」の受け取りがあった方
 - ・「各種収入明細（契約書、内訳書、領収書等）」
- 「役員給与」のある方
 - ・「給与の源泉徴収票」
- 経営転換協力が交付された方
 - ・農政課からの通知される「交付決定通知書」

2. 注意事項

- 給与や従事分量配当は、法人の売上から必要経費を予め差し引いた純利益を配分するものですので、組合員における「農業の必要経費」は原則、発生しません。
なお、法人と組合員との間で、農機具や施設を賃貸借した場合や農作業の受委託がある場合は必要経費が認められます。
- 組合員が受け取った従事分量配当、賃借料、受託料などは、消費税の課税売上に該当しますので、消費税の課税対象となる方は注意してください。
- 離農や農業部門縮小等を行うため、農地中間管理機構を通じて農地を法人等に預けた方は、過去に「経営転換協力金」を交付されている場合がありますが、離農を要件として交付を受けた場合、翌年度以降、農業所得は計上できませんのでご注意ください。
- 農業者年金を受給されている方は、農事組合法人の組合員になることや農業所得の計上はできませんのでご注意ください。

※その他、不明な点は町税務課（0187-84-4902）または大曲税務署（0187-62-2191）にお問い合わせください。